

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730022

研究課題名(和文) 国家財政破綻回避のための法的枠組み～租税法と財政法の協働による世代間衡平の探求～

研究課題名(英文) How can we prevent the government from going bankrupt: From the view point of intergenerational equity

研究代表者

神山 弘行 (KOHYAMA, Hiroyuki)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：00361452

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題の第1の成果は、これまで多くの租税立法政策論が合理的個人を想定して議論をしてきたところ、人間の限定合理性に着目をする行動経済学の議論を参照することで、個人の限定合理性を租税法政策論に体系的に組み込める可能性についての発展的知見が得られたことである。第2の成果は、国家財政破綻を回避するために、法的義務として国庫が負担する「明示的債務」のみならず、法的義務ではないものの国庫負担が求められる「非明示的債務」の法的統制が重要との知見を得て、租税・財政政策及び他の法制度の最適な組み合わせを見直す契機を得ることができたことである。

研究成果の概要(英文)：The most of traditional legal theories of tax law assume rationality of taxpayers. Through this project, I found the ways of improving tax law legislation by taking into account "bounded rationality" of taxpayers, which is studied in the field of behavioral economics and behavioral finance.

As to the main research purpose, this project considers the hidden problems of "implicit contingent liabilities", which could cause the bankruptcy of the Japanese government in the future. And I found, by matching the fiscal systems (i.e. tax law and public finance law) with other legal systems, we could reduce these future fiscal risks resulting from implicit contingent liabilities.

研究分野：社会科学

キーワード：租税法 財政法 世代間衡平 財政破綻 法と経済学

1. 研究開始当初の背景

日本の国家財政は破綻の危機に直面している。租税の最大の目的は「財源」を確保するためである。しかし従来の租税法は、納税者の観点からのみ検討を行なうか、もしくは納税者と国庫の利得が表裏一体であるとの前提のもと議論を進めてきた。

しかし、国庫と納税者の立場が表裏一体でない可能性があるところ、納税者に過度の負担を強いることなく財政規律維持のための法的枠組みを導入できる可能性がある。本研究は、世代間衡平の観点から、租税法と財政法の知見を統合し、財政破綻回避のための法的枠組みを探求するものである。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題の最終的な目的は、世代間衡平の観点から、租税法と財政法の知見を統合し、財政破綻回避のための法的枠組みを探求することにある。

(2) この目的を達成するべく、本研究課題は、次の4段階からなる具体的目的により構成されている。第1の目的は、租税法の事実解明的議論として、個人の限定合理性の観点から、法理論・法制度に新しい光を当てることでより良い理解を導くことである【以下、第1段階とよぶ】。第2の目的は、規範的議論として、経済学(最適課税論)が捨象してきた「法の執行面」や「法的形式の差異」を考慮に入れた「最適課税制度論」を構築することである【以下、第2段階とよぶ】。第3の目的は、立法者・有権者の限定合理性に留意し、財政規律を維持するための財政法の枠組みを探求することである【以下、第3段階とよぶ】。第4の目的は、租税法と財政法の知見を統合し、世代間衡平の観点から、財政健全化のための包括的な法的枠組み(公共経済法)を構築することが最終的な目的である【以下、第4段階とよぶ】。

3. 研究の方法

上記記載の第1段階及び第2段階の研究目的を達成すべく、研究期間の前半は、主に、法学者や行政実務家が直感的な形で考慮してきた、租税法の背後に存在する「現実的人間像(限定合理的な人間像)」を抽出するために、文献調査・聞き取り調査等を行なうとともに、米国ハーバード・ロー・スクールの Daniel Halperin 教授等の協力を得つつ、主に理論的側面から研究計画を遂行するものである。研究期間の後半は、主に、第3段階及び第4段階の研究目的を達成すべく、発生主義予算を本格的に導入している英国、豪州、ニュージーランドの法制度に関し文献調査・聞き取り調査

等を行うものである。

4. 研究成果

(1) 成果の概要

本研究課題の研究成果について、全期間(平成23年度~平成26年度)を通じて、下記【5. 主な発表論文等】に記載の通り、雑誌論文10本、これとは別に、本研究課題の前身である科研費若手(B)[21730019]の成果を基礎にしつつ、公刊準備段階で、本研究課題の成果を反映させる形で内容を修正した論文がある【雑誌論文 ~】、学会発表5件(口頭報告4件及びポスター報告1件)、図書3件(分担執筆)という形で、積極的に公刊・公表した。

とりわけ、研究期間後半においては、研究成果を国際的シンポジウム等の場を活用して、英語報告により積極的に国外に発信することに務めた【学会報告】。本研究課題の研究代表者は、本研究課題の構想段階から米国ハーバード・ロー・スクールの Daniel Halperin 教授、Alvin C. Warren 教授及び Howell Jackson 教授等と研究協力体制を築いてきたところ、研究期間後半においては、各種国際シンポジウムでの報告や議論を契機に、米国以外の研究者(オランダ、オーストラリア、フランスなど)との協力関係も深めることができた。

(2) 総論部分に関する成果

具体的な研究成果として、次の点を上げることができる。(なお、【】内の番号は、下記【5. 主な発表論文等】の業績番号と対応している。)

まず、租税法の背後に存在する「現実的人間像」を抽出する過程において、人間の限定合理性に着目をする行動経済学の分野における先端的議論を参照しつつ、法解釈学・法政策論への応用可能性について検討を加えた。その結果、個人の限定合理的な意志決定の背後には、目立ちやすさ(salience)、受動的選択、ペイ・オフの複雑性、限定的経験、宣伝広告等の影響、異時点間の選択等といった諸要因が関係している可能性があるとの知見を得た。この点について、【論文】を公刊した。さらに、【学会報告】及び【学会報告】として成果を報告し、同報告内容をもとに【論文】及び【論文】を公刊した。

その上で、日本の現金主義的単年度予算が、現在の財政サービスの費用を予算指標に正確に反映できていない結果として、納税者および議員の認識が歪められ、財政赤字が加速しているとの問題意識から、現金主義という国庫の年度帰属の修正を図る発生主義予算や、単年度という時間枠組みの拡大を図る複数年度予算の活用を視野に入れつつ「予算制

度の規範的検討」を進めたところ、政府が将来財政負担を強いられる可能性がある「非明示的偶発債務」(法的な義務ではないが世論や政治的圧力により国庫負担が求められる可能性がある債務)に関する、より効率的な法的統制を構築することが肝要であるとの知見を得ることができた。

そして、災害時や不況時に、事後的な最後の手段として財政支援・公的支援が要求されることがあるところ、この「事後的な財政支援」と、「事前の手段」として有限責任法制(会社法)や倒産法制を最適に組み合わせることで、財政が直面する不確実性に対処することが可能であるとの知見を得た。この点については、【論文】として公刊した。

上記の研究を遂行する過程において、経済危機や甚大災害の公的支援に代表される偶発的非明示債務に対して、租税法と財政法の知見を統合することにより、市場メカニズムでは上手く分配ができないような巨大リスク(将来の不確実性)について、適切な租税政策及び国債政策を通じた、複数の世代間を通じたリスクの分配政策を効果的に行うことができれば、一定の条件下で、リスクをより効率的に分散できる可能性が高いとの着想を得た。

この点については、実証的分析も含めたより先端的かつ学際的な研究が必要となることから、数多くのフィードバックを国外から得られるように、国際シンポジウム等での報告を通じて、積極的に英語により成果を発表することに務めた。具体的には、法学者による国際シンポジウムにおける口頭報告(英語)2件【学会報告】及び、日本学術振興会主催の第9回日仏先端科学シンポジウム(9th JFFoS)においてポスター報告(英語)をした【学会報告】。

(3) 各論部分に関する成果

上記(2)で述べた総論的考察を進めるとともに、それと並行する形で、各論的考察も進めた。具体的には、国家財政破綻を回避するべく、(主に歳入確保の観点から)国際的・先端的な租税回避とその対抗策について、検討を加えた。そこでは、知的財産権に代表される無形資産を活用した国際的な租税回避が先進諸国において税源浸食の問題として関心が高まっていることに鑑み、それに対する裁判所及び立法府の対応について、アメリカやイギリスなどの諸外国における対応を検討し、その成果を【論文】、【論文】及び【図書】として公刊した。また、国家間の制度の差異を利用した租税回避を「租税裁定取引」という観点から理解・分析することが可能であるところ、同一国内における租税法上の制度的差異を利用した租税回避とその対応策についても「租税裁定取引」という統一的観点から検討を加えることに務めた。そこでは、ファイナンス理論のレンズから眺

めた場合、租税法が前提としている法的分節・区分は、容易に飛び越える(=納税者が容易に無効化する)ことができるため、租税法単独での対応策では常に不十分なものとなる可能性が高く、他の法的規制などに代表される「市場活動における各種の摩擦(friction)」を利用することで、租税回避行為に対してより効率的に対応できるのではないかとの知見を得ることができたところ、その成果を【図書】として公刊した。

これに加えて、安定的税収を確保する観点から、市場におけるリスクと法人課税の課税ベースや、税制優遇(特区税制)の関係について考察を加えたところ、その成果を【図書】及び【論文】及び【論文】として公刊した。

さらに、租税法体系の規範的再構築 最適課税制度論の構築 の観点から、国家財政破綻を防ぎつつ、納税者に過度の負担を強いることのない租税法制度の新たな可能性を切り拓くべく、別の観点からも考察を進めた。具体的には、現在の主要な歳入手段である所得税や消費税において、所得(消費)への課税が法技術的に選択されているところ、その背後に存在する効用(utility)及び福利(well-being)の関係について考察を加えるとともに、所得(消費)以外の課税ベースについて租税制度を構築することの可能性に関して考察を進めた。また、所得税制度(消費税制度)に反映可能な変数として、「年齢」に着目することで、納税者個人の効用(及び社会的厚生)を過度に減ずることなく、税収確保が可能であるかについて検討を加えた。これらの点に関する成果を、【論文】及び【論文】として公刊した。

(4) 今後の展望等

本研究で得られた重要な知見の一つとして、国家財政破綻を回避するためには、一定の条件を満たした場合に法的義務として国庫が負担する債務である「明示的偶発債務(explicit contingent liability)」 例えば、公的債務保証 - の法的統制だけでなく、法的義務ではないが世論や政治的圧力により国庫の負担が求められる「非明示的偶発債務(implicit contingent liability)」

例えば、甚大災害又は経済危機への公的支援 をどのように統制するか、またどのように財源を確保するかという問題を体系的に検討する必要があるという点をあげることができる。

非明示的偶発債務の最適な統制のあり方については、租税政策及び国債政策を通じた世代間での適切な費用分配(又は不分配)が重要な検討課題となる。この点については、世代間衡平の観点も加味しつつ、本研究課題で得られた知見をさらに発展させる形で、引き続き検討を加えていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

神山 弘行, 「法人・リスク・課税」, 租税研究 776号, 2014, pp.61-75, 査読無

神山 弘行, 「年齢・主体・課税に関する研究ノート 教育資金贈与信託を出発点に」, トラスト 60 研究叢書・金融取引と課税(3), 2014, pp.141 - 157, 査読無

神山 弘行, 「租税立法政策論における所得・効用・福利<研究ノート>」, 論究ジュリスト 6号, 2013, pp.178 - 182, 査読無

神山 弘行, 「不確実性の下での財政と市場の役割 リスク再分配政策の観点からの導入的検討」, フィナンシャル・レビュー 113号, 2013, pp.21-40, 査読無

神山 弘行, 「無形資産と課税」, 租税研究 761号, 2013, pp.79-92, 査読無

神山 弘行, 「信託を用いた資産形成と課税」, 信託法研究 37号, 2012, pp.61-72, 査読無

神山 弘行, 「無形資産の国際取引と課税」, ジュリスト 1447号, 2012, pp.39-44, 査読無

神山 弘行, 「財政問題と時間軸 - 世代間衡平の観点から」, 公法研究 74号, 2012, pp.197 - 209, 査読無

神山 弘行, 「個人の意志決定に対する租税の影響: Tax Saliency に関する研究ノート」, トラスト 60 研究叢書・金融取引と課税(2), 2012, pp.101-120, 査読無

神山 弘行, 「税制と特区制度に関する覚書」, 税研 164号, 2012, pp.37-43, 査読無

神山 弘行, 「租税法における年度帰属の理論と法的構造(五・完)」, 法学協会雑誌 129 巻 3号, 2012, pp.153-227, 査読無(*注)

神山 弘行, 「租税法における年度帰属の理論と法的構造(四)」, 法学協会雑誌 129

巻 2号, 2012, pp.135-203, 査読無(*注)

神山 弘行, 「租税法における年度帰属の理論と法的構造(三)」, 法学協会雑誌 129 巻 1号, 2012, pp.99-163, 査読無(*注)

神山 弘行, 「租税法における年度帰属の理論と法的構造(二)」, 法学協会雑誌 128 巻 12号, 2011, pp.194-272, 査読無(*注)

神山 弘行, 「租税法における年度帰属の理論と法的構造(一)」, 法学協会雑誌 128 巻 10号, 2011, pp.1-79, 査読無(*注)

(*注) 上記の雑誌論文 ~ は、本研究課題の前身である科研費・若手(B) [21730019] の成果を基礎に執筆されているものの、公刊準備段階で、本研究課題の成果を反映する形で内容が修正されているため、参考までに記載した。

[学会発表](計5件)

神山 弘行, Intergenerational Equity and Fiscal/Tax System, Sydney-Tokyo Tax Law Conference, 2015.2.16, 東京大学(東京都)

神山 弘行, Intergenerational Equity and Fiscal System, 第9回日仏先端科学シンポジウム, [ポスターセッション], 2015.1.23-25, 京都 Brighton Hotel (京都府)

神山 弘行, Economic Crisis and Fiscal Policy, 第6回日蘭法学シンポジウム, 2013.8.26, ライデン(オランダ)

神山 弘行, 信託を用いた資産形成と課税, 第37回信託法学会・シンポジウム, 2012.6.10, 立教大学(東京都)

神山 弘行, 財政問題と時間軸: 世代間衡平の観点から, 第76回日本公法学会, 2011.10.9, 名城大学(愛知県)

[図書](計3件)

神山 弘行(金子宏・他編, 分担執筆), 有斐閣, 『租税法と市場』(担当: 『金融革命の進行』を振り返って: Fiction, Friction & Taxation), 2014, pp.552(167-183)

神山 弘行(金子宏・他編, 分担執筆), 有斐閣, 『租税法と市場』(担当: 『法人課税とリスク: 法人税改革案における課税

ベースを題材に」), 2014 ,
pp.552(321-339)

神山 弘行(中里実・他編, 分担執筆),
有斐閣, 『タックス・ヘイブン対策税制の
フロンティア』(担当:「英国における CFC
税制の動向とその課題」), 2013 ,
pp.313(248 - 278)

〔その他〕

ホームページ等

<神戸大学(2015年3月末まで)>

http://kuid.ofc.kobe-u.ac.jp/InfoSearch/html/researcher/researcher_Dk1BWvixXJ70-1BQ3mbe3w_ja.html?backtoResultPath=PositionView.do

<一橋大学(2015年4月以降)>

https://hri.ad.hit-u.ac.jp/html/100000287_profile_ja.html

6. 研究組織

(1)研究代表者

神山 弘行(KOHYAMA, Hiroyuki)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 00361452